

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【会社名】	株式会社リミックスポイント
【英訳名】	Remixpoint, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 真吾
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項ありません
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町20番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長高田 真吾は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び買掛金に至る業務プロセスを評価対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当する事項はありません。

5 【特記事項】

1. 過年度決算訂正の経緯

当社は、平成20年3月期の中間期及び年度末の各決算において、システム開発及びデータ入力業務に関する平成19年3月15日付業務委託契約に基づく取引の売上として、合計1億1000万円（税抜）が計上されて

いますが、本件取引が架空ではないかとの疑いが生じました。

また、当社は本件取引により発生した売掛金について、平成20年3月期期末決算において全額の貸倒引当金を設定しましたが、本来、平成19年9月中間期において全額の貸倒引当金を設定すべきところを意図的に回避したのではないかとの疑いが生じました。

これについて、平成22年4月15日付にて、上記二つの会計処理のもととなった事実関係を確認 過年度修正の要否を検討 過年度修正をすべき場合には、その責任及び再発防止策を検討すること、以上を目的として、取締役副社長を委員長とし外部の専門家を含めた調査委員会を設置いたしました。

この結果、不適切な会計処理の内容及びその原因として、社内におけるコンプライアンス意識の欠如及び与信管理体制の不備、ソフトウェア取引及び債権評価に対する社内における会計ルールの整備不足を指摘されました。

当社は、過年度決算訂正に係る影響額を確定後、平成22年5月14日に平成20年3月期の第1四半期、中間期、第3四半期、年度末の各決算の訂正を行い、当該期間の有価証券報告書等の訂正報告書、並びに決算短信の訂正を開示いたしました。また、これらの訂正につき、有価証券上場規程第502条第1項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書を平成22年5月31日に東京証券取引所に提出いたしました。

2. 報告書の公表

現時点までに過年度決算訂正及びその後の調査に関連して公表した報告書の名称、公表日等は以下の通りです。

報告書名	作成者	公表日
調査委員会報告書	当社調査委員会	平成22年5月14日
改善報告書	当社	平成22年5月31日

3. 追加監査

決算訂正の対象となった平成20年3月期においては、内部統制体制の整備段階であり、個別取引の監査は行っておりませんでした。平成21年3月期より、内部統制報告制度対応のため、金額的及び質的重要性を考慮した個別取引監査を行っております。本事業年度においても、期中における内部監査の結果、財務報告に重要な影響を及ぼすと思われる不適切な取引は発見されませんでした。

しかしながら、当社は修正の事実を重く受け止め、改善報告書に記載された改善措置のうち、財務報告に直接重要な影響を及ぼすと思われる高額の売上取引、評価性引当金及び減損対象資産を対象に、調査報告以降に追加で内部監査を行いました。

この結果、高額の売上取引については該当取引なし、また、評価性引当金及び減損対象資産については、当事業年度末日におけるその金額は適切であるとの結論に至りました。